

松戸市の放課後児童クラブ事業



平成25年5月

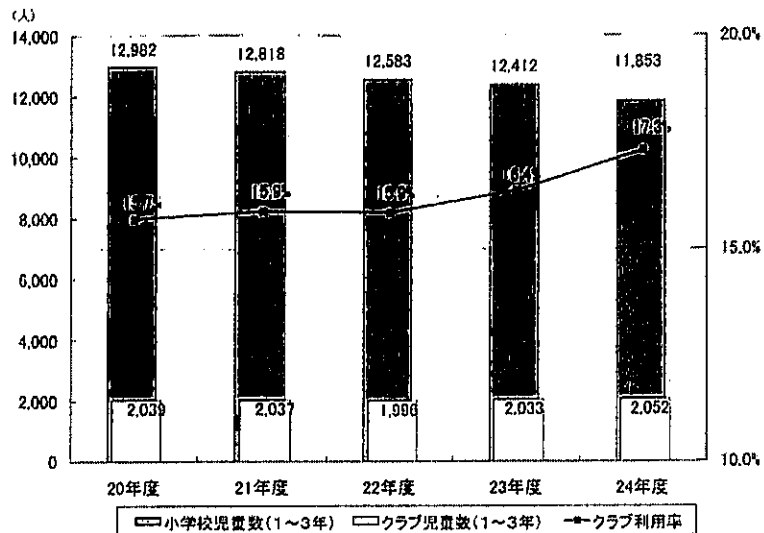
松戸市子育て支援課

1. 松戸市の放課後児童クラブ一覧

全小学校区44か所で事業実施

社会福祉法人 小金原福祉会		社会福祉法人 松戸福祉会		NPO法人 松戸市学童保育の会	
1 榎木内	榎木内小	14 古ヶ崎	古ヶ崎小	29 上木郷	上木郷小
2 風の子	常盤平第三小	15 旭どんぐり	旭町小	30 小金原	貝の花小
3 馬橋	馬橋小	16 上木郷第二	上木郷第二小	31 高塚	梨香台小
4 ハヶ崎第二	ハヶ崎第二小	17 胡蝶台	松ヶ丘小	32 寒風台わんぱく	寒風台小
社会福祉法人 ビスタリスの会		社会福祉法人 桐葉の会		33 小倉北	小倉北小
5 相模台	相模台小	18 殿平賀	殿平賀小	34 八柱	河原塚小
6 中部	中部小	NPO法人 ねぼろんど		35 大橋ありのみ	大橋小
7 馬橋北	馬橋北小	10 栗っ子	栗ヶ沢小	36 ハヶ崎	ハヶ崎
社会福祉法人 榎原みの会		20 小倉	小倉小	37 横須賀	横須賀小
8 たんぽぽ	特ノ木台小	21 新松戸	新松戸南小	38 松戸中央	北部小
9 南部なかよし	南部小	22 ひまわり	六美小	39 高木	高木小
10 やきり	矢切小	23 あかしあ	新松戸西小	40 ひまわり第二	高木第二小
11 東部	東部小	24 松飛台	松飛台小	NPO法人 MASO	
社会福祉法人 高砂福祉会		25 幸谷	幸谷小	41 牧の原	牧野原小
12 六高台	六美第三小	NPO法人 すまいるキッズ		42 常盤平第一	常盤平第一小
社会福祉法人 るわらび福祉会		26 松飛台第二	松飛台第二小	43 常盤平	常盤平第二小
13 和名ヶ谷	和名ヶ谷小	27 壺ヶ作	壺ヶ作小	NPO法人 学童購買材の子会	
		28 六美第二	六美第二小	44 杉の子会	後台小

2. 松戸市の放課後児童クラブ児童数推移



3 松戸市の放課後児童クラブ事業の概要①

- ① 法的根拠等
 - ・児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。
 - ・平成9年6月5日付け厚生省通知「放課後児童健全育成事業実施要綱」
 - ・厚生労働省「放課後児童クラブガイドライン」
 - ・「千葉県放課後児童クラブガイドライン」
 - ・「松戸市放課後児童クラブ運営マニュアル」
- ② 運営主体
 - ・7つの社会福祉法人、5つのNPO法人の全12法人が主体となり運営。
 - ・松戸市は「松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱」及び「松戸市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱」により補助金を交付。
- ③ 施設
 - ・松戸市が施設を整備し、運営法人は無償貸与。
- ④ 対象児童
 - ・原則、小学校1~3年生。状況により高学年も在籍（覽書による）。
- ⑤ 利用料
 - ・1月当たり 12,000円
 - ・準要保護世帯児童 6,000円

3 松戸市の放課後児童クラブ事業の概要②

⑥ 開設時間	平日 放課後～午後6時 土曜・長期休み 午前8:30～午後6:00（法人による前後の延長あり） 休み 日曜・祝日、12月29日～1月3日
⑦ クラブの定員	・利用児童数、施設面積に応じ、40人及び60人の定員のクラブがある。
⑧ 指導員の配置	・各法人で定員20人にひとりの常勤指導員を配置。また、臨時指導員も配置し児童を指導。 ・障害児の利用時には、臨時指導員の加配ができるよう補助金を加算。
⑨ 松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会	・全運営法人が加入し、毎月協議会を開催。 ・情報の交換や松戸市との共催による研修を開催。

4 松戸市内の放課後児童クラブのあゆみ

昭和42年10月	地域の運営による「稔台杉の子学童」開設
昭和43年	「常盤平学童保育園」開設 市からの補助金支給開始（運営委員会方式）
平成9年6月	児童福祉法に明文化され、国により「運営費と整備費」の一部を補助。
平成14年10月	「松戸市学童保育基盤整備検討委員会」により学童保育事業の方向性を検討し「基盤整備の骨子」を市長に答申。
平成15年4月	運営主体を保護者による運営委員会から法人へ移行を進め、市は運営費の一部を補助。
平成15年6月	名称を「放課後児童クラブ」に統一。
平成17年4月	松戸市放課後児童クラブ法人連絡協議会（MAC）設立
平成20年4月	全クラブ法人への運営移行完了
平成22年3月	保育料完全均一化（15,000円、準要保護12,000円） 市内の全小学校区（44ヶ所）に設置完了。12法人が44クラブを運営する。
平成23年4月	利用料の減額（12,000円、準要保護6,000円）のため、運営費の補助を増額。
平成25年3月	事業評価委員による評価を実施。

